

# 令和3年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引

市税につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引」を御参照の上、申告書を作成し、提出くださいますようお願いいたします。

### ○申告書の提出期限

**令和3年2月1日（月）**

期限間近になりますと、受付窓口が大変混雑いたしますので、**1月中旬までの御提出に御協力をお願いいたします。**

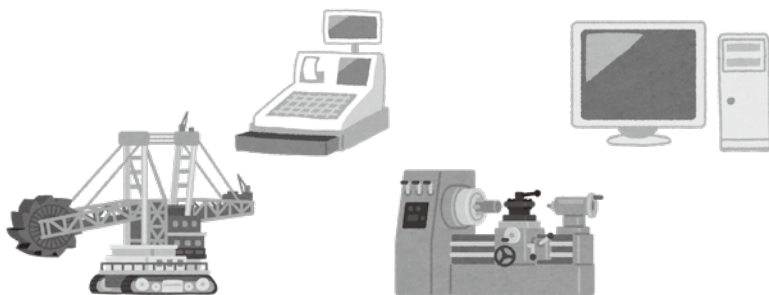
○事業所独自（自社電算システム）の申告書を使用される方で、三条市から送付した申告書がある場合は、必ず一緒に提出してください。

○「前年中に資産の増減がない」及び「該当する資産がない」場合や、「廃業・解散・休業」等の場合でも、申告書の備考欄にその旨を記入して必ず申告してください。

○申告書は複写式ではありません。控えが必要な場合は、提出前に写しをお取りください。

○申告書を郵送で提出される方で、收受印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、控え用の申告書の写しと、切手を貼った返信用封筒を、必ず同封してください。（返送には、お時間をいただく場合がございます。）

○内容確認のため、連絡させていただく場合があります。**電話番号を必ず記入してください。**



郵送でも提出いただけます。

この部分を切り取り、所有者名を御記入の上、封筒に貼り付けて御利用ください。（別途、切手を貼ってください。）



切取線 ✂

### ◎お問合せ、御提出はこちらへ

#### 三条市 総務部 税務課 資産税係

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号  
TEL 0256-34-5530（直通）  
0256-34-5511（代表）内線475  
FAX 0256-36-4321

#### 栄サービスセンター 総合窓口グループ

TEL 0256-45-1110

#### 下田サービスセンター 総合窓口グループ

TEL 0256-46-5906

955-8686

三条市旭町二丁目3番1号

**三条市 総務部**

**税務課 資産税係 行**

所有者名

# 1 償却資産の申告とは

## (1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外で事業のために使用する資産です。

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となり、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上では、その減価償却額又は減価償却費が、損金又は必要な経費に算入される資産です。

## (2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例
第一種	構築物	構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、独立煙突、門扉、フェンス、井戸、緑化施設（庭園、花壇、芝生、屋外散水設備等）、広告塔、給水タンク、独立キャノピー、消雪設備、その他基礎のない簡易建物（プレハブ、ユニットハウス、テント倉庫、カーポート、自転車小屋等）
	建物附帯設備	受変電設備、工場用動力配線、LAN 設備（サーバー、ケーブル等）、ネオンサイン、中央監視制御装置、建物から独立した諸設備等 テナント（賃借人）が貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作等
第二種	機械及び装置	蓄電池電源設備、工作機械（旋盤、フライス盤、ボール盤等）、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等で標識の分類番号が「0」「00～09」「000～099」のもの）、農業用機械（テンパリング、耕運機、大型特殊自動車のアタッチメント等）、搬送装置（クレーン、コンバイン、コンベア等）、その他産業機械及び装置等
第三種	船舶	漁船、釣船、ボート、貸ボート、一般船舶等
第四種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第五種	車両及び運搬器具	構内運搬車、大型特殊自動車（フォークリフト、グレーダー等で標識の分類番号が「9」「90～99」「900～999」のもの） ※公道走行の有無にかかわらず自動車税、軽自動車税の対象を除く。
第六種	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、キャビネット、陳列棚、金庫、パソコン、コピー機、ファクシミリ、レジスター、テレビ、冷蔵庫、冷暖房器具、理容美容器具、医療器具、測定工具、自動販売機、金型、音響機器、カーテン、ブラインド等

## (3) 国税との主な違い

固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）の主な取扱いは、次のとおりです。

項目	固定資産税（償却資産）	国税
償却計算の期間	賦課期日制度（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度 （詳しくは税務署へお問合せください。）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	無し	有り
特別償却・割増償却少額減価償却資産の即時償却	無し	有り
増加償却（法人税・所得税）	有り	有り
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円
改良費（資本的支出）	区分評価	原則区分評価

# 2 申告の方法

## (1) 書類による申告

### ア 一般方式（三条市作成の様式等を使用。評価額等の算出をされていない方）

初めて申告される場合は、賦課期日（1月1日）現在所有している全資産を申告してください。前年以前に申告いただいている方には、市の固定資産台帳に登載されている資産が表示された「令和3年度種類別明細書（増加資産・全資産用）」を同封しておりますので、それらを照合の上申告してください。

該当する状況に応じて次の書類を御提出ください。（○印は御提出が必要。斜線部は御提出不要です。）

### ア) 初めて申告される方

申告の種類	提出書類		留意事項
	申告書 (4記入例1参照)	種類別明細書（増加資産・全資産用） 〔白紙〕資産印字無し (4記入例2)ア参照 資産印字有り (4記入例2)イ参照	
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）〔白紙〕（資産印字無し）に全ての資産を記載する。
申告する資産がない方	○		申告書18備考欄の「3.該当資産なし」に○を付ける。

### イ) 前年以前に申告いただいている方

申告の種類	提出書類		留意事項
	申告書 (4記入例1参照)	種類別明細書（増加資産・全資産用） 〔白紙〕資産印字無し (4記入例2)ア参照 資産印字有り (4記入例2)イ参照	
増加資産・減少資産のどちらもない方	○		申告書の18備考欄の「2.資産増減なし」に○を付ける。
増加資産・申告漏れ資産がある方	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）〔白紙〕（資産印字無し）に増加資産・申告漏れ資産を記載する。
減少資産がある方	○		種類別明細書（増加資産・全資産用）（資産印字有り）の対象資産に減少したことを記載する。
増加資産・減少資産のどちらもある方	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）〔白紙〕（資産印字無し）に増加した資産を、種類別明細書（増加資産・全資産用）（資産印字有り）の対象資産に減少したことを記載する。
申告すべき資産がない方	○		申告書18備考欄の「3.該当資産なし」に○を付ける。
廃業・解散・転出等した方	○		申告書18備考欄の「4.廃業・解散・転出等」の該当するものに○を付け、当該年月日を記入する。

## イ 電算処理方式（企業電算等で作成。評価額等を算出されている方）

ア) 令和3年1月1日現在所有する全資産について評価額等を算出し申告してください。

イ) 資産増減がない場合でも、評価額、課税標準額等を記載した全資産の種類別明細書を添付してください。

ウ) 三条市の申告書以外を使用される場合は、A4サイズにし、地方税法施行規則で定められた様式により申告してください。

エ) 申告内容について、増加・減少・修正の内容がわかるよう摘要欄等にその旨を記入してください。

オ) 三条市から送付した申告書がある場合は必ず添付してください。

## (2) 電子申告

地方税ポータルシステム（e L T A X）<sup>エルタックス</sup>による電子申告を行う場合は、事前に利用の届出が必要です。具体的な操作方法等はe L T A Xのホームページを御覧ください。



### (3) 提出方法

次のいずれかの方法で御提出ください。

- ア 三条市役所の総務部税務課資産税係、栄サービスセンターの総合窓口グループ、下田サービスセンターの総合窓口グループへの持参
- イ 郵送
- ウ 地方税電子申告（eLTAX）

### (4) 申告の対象となる資産

令和3年1月1日現在所有している償却資産を申告してください。

次のような資産も、1月1日現在事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ア 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- エ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- オ 借用資産（リース資産）で契約の内容が割賦販売と同等である資産
- カ 改良費、修繕費等（国税に資本的支出として資産台帳に計上した場合は、新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して扱います。）
- キ 福利厚生用に供するもの
- ク 法定耐用年数が1年未満又は取得価額もしくは制作価額が10万円未満の資産であっても、個別に減価償却をしているもの

### (5) 申告の対象とならない資産

次のいずれかに該当する資産は、上記(4)に該当する場合であっても固定資産税の課税対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ア 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権、営業権等）
- イ 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両
- ウ 棚卸資産（商品や貯蔵品等。ただし、事業の用に供する資産は申告の対象となります。）
- エ 生物（ただし、観賞用又は興業用の生物は申告の対象となります。）
- オ 非減価償却資産（書画、骨董等で取得価額が1点100万円以上のもの、又は1点100万円未満の美術品等であっても時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの）
- カ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しない資産（一時に損金算入又は必要経費としている資産）
- キ 取得価額が20万円未満のもので、法人税法又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で損金に算入されたもの（一括償却）
- ク 繰延資産

### (6) 課税標準の特例等

特例が適用される設備に対しては、地方税法第349条の3及び同法附則第15条に基づき固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有された方は、**種類別明細書（増加資産・全資産用）（白紙）にその名称等を記入するとともに、摘要欄に「特例資産（適用条項）」と記入し、該当資産の確認ができる書類等を添付の上、「償却資産課税標準特例該当資産届出書」を提出してください。**

例) 生産性向上特別措置法に係る先端設備等

このほか主な特例を三条市ホームページに掲載しております。また、「償却資産課税標準特例該当資産届出書」もダウンロードできます。詳しくはお問合せください。

## 3 償却資産（固定資産税）について

### (1) 償却資産の評価方法

ア 申告していただいた資産を1品ずつ計算し評価額を算出します。

イ 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基にして評価額を算出します。

ア) 前年中に取得のもの  
取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ) 前年前に取得のもの  
前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額  
以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。  
なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

耐用年数 (年)	減価率 r	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率 r	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率 r	減価残存率	
		ア 前年中 取得のもの (1-r/2)	イ 前年前 取得のもの (1-r)			ア 前年中 取得のもの (1-r/2)	イ 前年前 取得のもの (1-r)			ア 前年中 取得のもの (1-r/2)	イ 前年前 取得のもの (1-r)
-	-	-	-	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	60	0.038	0.981	0.962

### (2) その他

ア 固定資産税の税率は100分の1.4です。

イ 償却資産の課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されませんが、免税点未満となるかは、課税標準額を算出した結果によりしますので、資産の多少にかかわらず申告してください。

ウ 申告すべき事項について、正当な理由なく申告をしなかったり、虚偽の申告をされますと、地方税法及び市税条例の規定により罰則を受けることがあります。

エ 申告内容について、参考資料の提出をお願いする場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

オ 年の途中で、資産の前年以前の異動等が判明したときは、修正申告をしてください。

資産の多少、免税点（課税標準額 150万円）にかかわらず、申告は必要です。

# 4 申告書の記入例

## (1) 償却資産申告書

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の用紙に黒のボールペン（鉛筆、消せるボールペンは不可）で記入してください。書き間違いについては、2本線で抹消し、正しく記入してください。
- 評価額(ハ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)の欄は、電算処理方式により申告される方以外は御記入不要です。
- 控えが必要な場合は、提出前に各自写しをお取りください。

○申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

○「3」と記入してください。「3」と記入されている場合は不要です。

**1 住所・電話番号**  
 ○住所、電話番号が空欄の場合は、記入してください。方書（ビル名等）も具体的に記入してください。  
 ○前回まで申告され、印字されている方は、御記入不要です。

**2 氏名**  
 ○初めて申告される方は、氏名又は名称（法人は代表者氏名も）、ふりがなを記入し、押印してください。  
 ○前年以前に申告いただいている方は、（法人は代表者氏名記入の上）押印してください。  
 なお、印字されている住所、名称に変更がある場合は、2本線で抹消し、その上欄に変更後の住所、名称（ふりがな）を記入してください。  
 ○屋号のある方は屋号を記入してください。

**前年前に取得したもの（イ）**  
 ○令和2年の1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を、種類別に記入してください。  
 申告漏れ資産がない場合は、前年度申告書の計（二）の欄の額と同じになります。  
 ※前年に申告された場合は、金額が印刷されています。必要に応じて修正してください。

受付印	令和3年1月12日 (宛先) 三条市長	令和3年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	※所有者コード 100000	
所 有 者	(ふりがな) 住所又は納税通知書送達先 とうきょうとちよだくまるのうち 東京都千代田区丸の内1丁目1-1 にほん 日本ビル 2034号 (電話 03-4567-0000)	3 個人番号又は法人番号 20000000000000000000	8 短縮耐用年数の承認 有・無	
	(ふりがな) 氏名 にほんこうぎょうかぶしがいの 日本工業株式会社 代表取締役 日本 太郎 (屋号 )	4 事業種目 (資本等の金額) 昭和 230 百万円 機械製造業	9 増加償却の届出 有・無	
		5 事業開始年月 平成 50 年 4 月	10 非課税該当資産 有・無	
		6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理部資産課 平野一男 (電話 03-4567-0000)	11 課税標準の特例 有・無	
		7 税理士等の氏名 山田税理士事務所 山田次郎 (電話 03-1234-XXXX)	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
			13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法	
			14 青色申告 有・無	
資産の種類	取 前年前に取得したもの(イ)	得 前年中に減少したもの(ロ)	価 前年中に取得したもの(ハ)	額 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	12,575,410	200,000		12,375,410
2 機械及び装置	67,905,000	600,000	30,300,000	97,605,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	3,457,000			3,457,000
6 工具、器具及び備品	1,653,000	600,000	400,000	1,453,000
7 合計	85,590,410	1,400,000	30,700,000	114,890,410
資産の種類	※ 評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)	
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				
15 市(区) 町村内における事業所等資産の所在地	① 三条市旭町2-3-1 ② ③ ④			
16 借用資産 貸主の名称等	ジャパンリース(株)			
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家			
18 備考(添付書類等)	※該当する項目に○をつけてください。 ① 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・転出等(平成 年 月 日)			
申告処理	データ入力	事務処理		
済 未	済 未	K N T		

**前年中に減少したもの(ロ)**  
 ○令和2年の1月2日から令和3年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

**前年中に取得したもの(ハ)**  
 ○令和2年の1月2日から令和3年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

**計(ニ)**  
 ○令和3年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。  
 ○次の算式により求めます。  
 (イ) - (ロ) + (ハ) = (ニ)

**3 個人番号又は法人番号**  
 ○個人は12桁、法人は13桁の番号を記入してください。  
 ○個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、本人確認（番号確認と身元確認）をさせていただきます。個人番号を記載した申告書を代理の方が提出される場合は、委任状が必要です。詳しくは、チラシを御覧ください。

**4 事業種目**  
 ○事業の種目を具体的に記入してください。  
 ○法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

**5 事業開始年月**  
 ○事業を開始した年月又は設立年月を記入してください。

**6 この申告書に回答する者の係及び氏名**  
 ○この申告について、直接回答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

**7 税理士等の氏名**  
 ○経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

**8~14 各項目について**  
 ○該当するものを○で囲んでください。

**15 所在地**  
 ○資産の所在地を記入してください。また、所在地が2か所以上ある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

**16 借用資産(リース資産)**  
 ○借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産のある場合には、貸主の名称等を記入してください。

**17 所有区分**  
 ○該当する方を○で囲んでください。

**18 備考**  
 ○該当する項目の番号を○で囲んでください。  
 ○その他、次のような事項を記載してください。  
 ・添付した書類の名称（例：「短縮耐用年数承認書の写し添付」「増加償却の届出書の写し添付」「新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書」等）  
 ・○月○日社名変更、法人成り（法人化）等



## (2) 種類別明細書

### ア 増加資産（前年中に取得した資産）

◎令和3年度種類別明細書（増加資産・全資産用）（白紙）の用紙に黒のボールペン（鉛筆や消せるボールペン不可）で記入してください。書き間違いについては2本線で抹消し、その欄の余白に正しく記入してください。

◎今回初めて申告される方は、令和3年1月1日現在の全資産を記入してください。

**所有者コード**  
○申告書右上の所有者コードを記入してください。なお、新規申告者は記入不要です。

**所有者名**  
○氏名又は名称を記入してください。

異動区分		資産種類		所有者コード	令和3年度 種類別明細書（増加資産・全資産用） <sub>2</sub>				所有者名		3枚のうち 1枚目				
増加	訂正	減少	資産種類	100000	資産コード	事業所 資産番号	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	課税標準の特例 率 コード	増減事由 ※2	減少 区分 ※3	摘要
①	2	3	2				プレス加工機	1	R2.3	29,000,000	10		①・2・3・4	1・2	特例該当 (税法附則 15条47項)
①	2	3	2				モーター AM4000 型	6	R2.5	1,300,000	10		①・2・3・4	1・2	
①	2	3	6				パソコン	2	H29.6	400,000	4		1・2・③・4	1・2	新潟支店から 令和2年4月1日移動
1	2	3											1・2・3・4	1・2	
1	2	3											1・2・3・4	1・2	

**異動区分**  
1 増加  
2 訂正  
3 減少  
番号1を○で囲んでください。

**資産の種類**  
1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具、器具及び備品  
いずれかの数字を記入してください。

**資産の名称**  
○品名、規格、型式等を読みやすい字ではっきりと記入してください。  
○漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字等も使用できます。

**数量**  
○個数等を記入してください。  
単位は省略して数字のみ記入してください。

**取得年月**  
○資産を取得（購入、製作）した年月を記入してください。

**耐用年数**  
○「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。

**取得価額**  
○資産を取得するために要した金額（引取運賃、荷役費、手数料等も含む）を記入してください。

**摘要**  
○市外の事業所からの移動により受け入れた資産については、その旨（〇年〇月〇日〇〇から移動）を記入してください。  
○課税標準の特例がある資産については、摘要条項を記入してください。  
また、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

**増減事由**  
○該当する番号を○で囲んでください。（明細書下側※2「増減事由」参照）  
1 新品取得 は新品を取得したとき  
2 中古取得 は中古品を取得したとき  
3 移動 は市外の支店・支社等からの受入れ  
4 その他

### イ 減少資産（前年中に全部減少、一部減少した場合）

◎市の固定資産台帳に登録されている資産が印字された「令和3年度種類別明細書（増加資産・全資産用）」の写しに修正内容を赤のボールペンで記入してください。

修正する部分に2本線で見え消し線を引き、その欄の余白に修正後の内容を記入してください。書き間違いについては、2本線で見え消し線を引き、修正後の内容と、「書き間違い」と記入してください。

異動区分		資産種類		所有者コード	令和3年度 種類別明細書（増加資産・全資産用） <sub>2</sub>				所有者名		2枚のうち 1枚目				
増加	訂正	減少	資産種類	100000	資産コード	事業所 資産番号	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	課税標準の特例 率 コード	増減事由 ※2	減少 区分 ※3	摘要
1	2	③	1				広告看板工事	1	S63.4	200,000	20		1・②・3・4	①・2	
1	2	3	1		41900001		受変電設備（キュービクル）	1	H18.5	2,000,000	15		1・2・3・4	1・2	
1	②	3	2		52		研磨機	1	H8.2	1,250,000	10		1・2・3・④	①・2	H20省令改正により 耐用年数修正 2台1,200,000円のうち 1台600,000円減少
1	2	③	2		72		ボール盤	1	H6.10	600,000	10		1・②・3・4	1・②	
1	2	③	6		42500023		応接セット	1	H24.3	600,000	5		1・2・③・4	①・2	富山営業所へ移動
1	2	3	6		42700016		エアコン	1	H26.7	200,000	6		1・2・3・4	1・2	

**異動区分**  
1 増加  
2 訂正  
3 減少  
番号2又は3を○で囲んでください。

**増減事由及び減少区分**  
○該当する番号を○で囲んでください。（明細書下側「※2減少事由」及び「※3減少区分」参照）  
1 売却 は売却  
2 滅失 は廃棄の減少や、例えば2台のうち1台などの一部減少  
3 移動 は市外の支店・支社等への移動の減少  
4 その他 は耐用年数などの変更があったとき

**摘要**  
○売却先の名称、受入先の所在地等を記入してください。  
○一部減少の場合は、当初の取得価額と数量を記入してください。  
○耐用年数変更は「省令改正により」と記入してください。  
○修正した項目や情報を記載してください。

## 5 その他

### (1) 建物附属設備等の家屋と償却資産の区分

設備の種類		償却資産の対象となる主なもの	家屋に含まれるもの
構 築 物	屋外構築物	門、門扉、庭園、緑化施設、看板、舗装路面、案内板、広告塔、防壁、フェンス、ネット、ポール、井戸	
	家屋としての要件（外気分断性、土地との定着性、用途性）を満たしていないもの	自転車置場、車庫、物置、ごみ置場、ポンベ置場（屋根と柱のみで3面に周壁のないもの）、簡易トイレ等（土地との定着性に欠け容易に移動し得るもの）、ガスタンク、石油タンク、アーケード	屋根と柱及び3面に周壁のある自転車置場等、土地との定着性があり容易に移動できない簡易トイレ等
電 気 設 備	受変電設備	受変電設備（変圧器（トランス）、調整器、蓄電器（コンデンサー）、配電盤、受電盤、開閉装置、計器類、保護装置、配管、配線）	屋内配線
	予備電源設備（蓄電池、発電機）	蓄電池設備、発電機設備一式（発電機、燃料タンク等）、無停電電源設備(UPS)、定電圧定周波電源装置(CVCF)	
	電灯照明設備	屋外の照明設備、非常用照明器具	各種照明器具設備
	動力配線設備	生産用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤等）	特定の生産動力設備以外
	電話設備	交換機、電話機、電源装置（蓄電池、充電器）	電話配線設備
	放送・拡声設備	機器類(アンプ、マイクロフォン、スピーカー等)	配管、配線
	LAN設備	設備一式（サーバー、ハブ、端末、ケーブル）	
給排水設備	井戸、特定の生産又は業務用の給水設備、水質改善のための機器（浄水器・活水器等）、給水塔、独立高架水槽	屋内給排水設備、配管、受水槽	
給湯設備	湯沸かし器、局所式ボイラー	中央式給湯設備のボイラー	
衛生器具設備	事業用流し類、移動性のユニットバス	浴槽、便器、浄化槽	
ガス設備	各種ガス器具、屋外供給本管、特定の生産又は業務用設備	配管、バルブ等	
空調設備	ルームエアコン（ウィンド型、スプリット型）	パッケージエアコン一式	
火災報知設備	屋外のもの	感知器、受信盤	
消火設備	ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓設備	スプリンクラー、ドレンチャー	
運搬設備	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子	リフト、エレベーター、気送管	
厨房設備	事業用の厨房設備（飲食店、ホテル、社員食堂等）	システムキッチン	
銀行等の設備	貸金設備、移動性の営業台、ガラス仕切	大型金庫扉、固定された営業台	
ガソリンスタンド設備	キャノピー（事務所等から分離独立しているもの）、給油配管設備地下油槽	家屋と一体となっているキャノピー	
その他	カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受け		

### (2) 実地調査のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、償却資産の実地調査を順次実施しています。

実地調査の主な内容は、申告内容の確認のために事業所の「固定資産台帳」又は「減価償却費計算（明細）書」等の写しを提出いただき、市の償却資産課税台帳と照合します。

また、市の償却資産担当者が事務所等へ伺い、事業所備付けの固定資産台帳等資料の調査や、必要に応じて現物を確認させていただくことがありますので、その際は御協力をお願いします。

調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年月により、過年度についても課税標準額や税額の変更をすることになります。